

内みのわ運動公園リニューアル 整備方針

令和5年11月

君津市

目 次

1	整備方針の策定にあたって	- 1 -
(1)	はじめに	- 1 -
(2)	社会情勢の変化	- 1 -
ア	都市公園法の改正（Park-PFI の創設）	- 1 -
イ	市民ニーズの多様化	- 1 -
ウ	使われ活きる公園	- 1 -
(3)	リニューアルの目的	- 2 -
(4)	上位計画等の位置付け	- 2 -
ア	君津市総合計画（令和4年度～令和12年度）	- 2 -
イ	君津市都市計画マスタープラン（令和5年度～令和12年度）	- 2 -
ウ	第2期君津市スポーツ推進計画（令和5年度～令和8年度）	- 3 -
2	内みのわ運動公園の現状と課題	- 4 -
(1)	公園の概要	- 4 -
(2)	公園施設の現状と課題	- 6 -
(3)	アンケート調査の結果	- 9 -
(4)	サウンディング型市場調査（事業発案段階）の結果	- 12 -
3	リニューアルの方向性	- 13 -
(1)	将来像	- 13 -
(2)	コンセプト	- 13 -
(3)	整備及び管理運営の方向性	- 15 -
(4)	リニューアルに期待する効果	- 16 -
(5)	ゾーニング（例）及び整備のイメージ（例）	- 16 -
4	整備及び管理運営の事業手法の検討	- 18 -
(1)	整備手法	- 18 -
ア	公募設置管理制度（Park-PFI）	- 18 -
イ	設置管理許可制度	- 19 -
ウ	占用許可制度・行為許可制度	- 19 -
(2)	管理手法（指定管理者制度）	- 19 -

1 整備方針の策定にあたって

(1) はじめに

内みのわ運動公園は、市内唯一の運動公園として健康増進やスポーツ振興を支えるほか、レクリエーションの場として利用されてきた重要な公園であり、市民体育館をはじめとする運動施設や日本庭園など多くの利用者に親しまれています。

一方で、開園から40年以上が経過し、各施設の老朽化や利用形態の多様化、閉園したプール敷地の利活用などの課題があるため、アンケート調査やサウンディング型市場調査を実施し、市民のニーズや民間事業者のアイデアを聞き取り、課題解決に向け検討を進めてきました。

そこで、本市の上位計画や社会情勢の変化、調査の結果などを踏まえ、内みのわ運動公園リニューアルの整備方針を策定します。

(2) 社会情勢の変化

以下のような社会情勢の変化を踏まえた整備方針とします。

ア 都市公園法の改正 (Park-PFI の創設)

都市公園施設の老朽化が進行し、公園の魅力低下が懸念される一方、地方公共団体の整備費、維持管理費は限られています。このような中、平成29年の都市公園法の改正により、都市公園に民間事業者の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、公園の質の向上及び利用者の利便の向上を図るための公募設置管理制度 (Park-PFI) が新たに創設されました。

このことから、内みのわ運動公園のリニューアルにおいては、Park-PFI 等による民間活力の導入を検討します (詳細は 4 整備及び管理運営の事業手法の検討 (1) 整備手法 を参照)。

イ 市民ニーズの多様化

令和3年度に実施したアンケート調査では、「誰でも身近に運動や健康づくりを楽しめる公園」のほか、「遊具があり、子どもが安心して遊べる公園」を望む回答が多く、身近に運動や遊びを楽しめる公園が望まれていることがわかりました (詳細は 2 内みのわ運動公園の現状と課題 (3) アンケート調査の結果 を参照)。

このことから、アンケート調査の結果に基づいてリニューアルを推進します。

ウ 使われ活きる公園

国土交通省都市局において「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」が開催され、新時代の都市公園は多様な利活用ニーズに応え、新たな価値や社会課題解決に向けたまちづくりの場とし、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきであるとの提言が示されました。

本市においても立地特性等のストック効果を活かし、新たな魅力により集客力を高め、まちの活力や賑わいを創出できるよう検討します。

(3) リニューアルの目的

「使われ活きる公園」にリニューアルするため、Park-PFI 等による民間活力を導入し、民間事業者のアイデアやノウハウを取り入れた新たな魅力によって、スポーツをする人もしない人も公園を訪れる機会をつくり、多様な交流ができる場を創出します。

また、子どもたちを中心に、多様な世代が集い楽しく1日を過ごせる場所になるよう、内みのわ運動公園が持つ特色等を活かしながら、新たな魅力を創出することや利便の向上を図ることをリニューアルの目的とします。

(4) 上位計画等の位置付け

ア 君津市総合計画（令和4年度～令和12年度）

本市の将来ビジョンやその実現に向けた取組の基本方針を示す、まちづくりにおける最上位計画である君津市総合計画では、「柱4 快適で安心して暮らせるまち」の施策の1つとして「内みのわ運動公園の新たな魅力づくり」を位置づけています。

■前期基本計画（令和4年度～令和8年度） 抜粋

柱4 快適で安心して暮らせるまち（安心安全・都市基盤）

4-7 都市創造・住まい

施策の展開 ④公園のリニューアルを始めとした都市空間の新たな魅力づくり

- ・内みのわ運動公園のリニューアルなど、市民の健康増進やレクリエーションの場を形成し、新たな魅力を創出します。
- ・公園施設の長寿命化を図るため、計画的な施設の改修や更新を行います。

拠点づくり 君津地区[2] 君津インターチェンジ周辺

現状： 内みのわ運動公園は、君津インターチェンジ西側の国道127号沿線に位置しており、市内唯一の総合的な運動公園として市民に親しまれています。この運動公園は、市民の健康の維持・増進やスポーツ推進を後押しする体育館や野球場、陸上競技場、テニスコート等の運動施設のほか、四季を通じてやすらぎを提供する日本庭園も保有しています。

課題： 内みのわ運動公園は、老朽化した施設のリニューアルや閉園したプール跡地の活用など、新たな魅力づくりに取り組む必要があります。

地区の方向： 内みのわ運動公園の新たな魅力づくり

イ 君津市都市計画マスタープラン（令和5年度～令和12年度）

本市の都市づくりの基本理念や基本目標を掲げている君津市都市計画マスタープランでは、大規模公園の機能拡充として新たな魅力の創出を図り、改修・更新などにあたっては、民間活力の導入を検討するとしています。

■都市づくりの部門別方針 抜粋

3-3 都市環境の形成方針

5 公園・緑地の整備方針

(1) 大規模公園の機能拡充

内みのわ運動公園は、市民の憩いの施設となるほか、健康増進やスポーツ・レクリエーション機能を備えたシンボリックな公園として、ニーズに対応した機能の拡充を検討し、老朽化した施設の計画的な改修や更新を行い、プール跡地の活用など、新たな魅力の創出を図ります。また、公園の改修・更新などにあたっては、民間活力の導入を検討します。

ウ 第2期君津市スポーツ推進計画（令和5年度～令和8年度）

本市のスポーツに関する施策を効果的に推進するための方針を示した第2期君津市スポーツ推進計画では、スポーツ施設の整備、充実の主な取り組みの1つとして市民ニーズに合った内みのわ運動公園の整備に取り組むとしています。

■施策の展開 抜粋

3-3 「ささえる」スポーツの推進

(2) スポーツ施設の整備、充実

No.1 内みのわ運動公園のリニューアル

市民の誰もがいつでも気軽にスポーツに触れられる場として、市民ニーズに合った内みのわ運動公園の整備に取り組めます。また、スポーツ機能の向上を図るとともに、多目的に利用できる施設を目指します。

2 内みのわ運動公園の現状と課題

(1) 公園の概要

所在地	君津市内箕輪一丁目1番1ほか
開設面積	130,000㎡
公園種別	運動公園
用途地域	第一種中高層住居専用地域（一部準住居地域を含む）
建蔽率・容積率	60%・200%（60%・200%）
高度地区	第一種高度地区
防火地域	指定なし
開設年月日	1983年7月1日（都市計画決定年月日：1975年10月11日）
都市施設	都市計画公園区域
現行の管理・運営	指定管理者制度（利用料金制）
主要施設	<p>市民体育館 4,530㎡（建築面積） 1983年供用</p> <p>庭球場 2,622㎡（クレイコート4面） 1982年供用</p> <p>多目的広場 32,500㎡（野球場1面、300m走路1面） 1975年供用</p> <p>市民プール 11,300㎡（流水プール240m、競泳プール25m、児童プール、管理棟） 1974年供用 ※老朽化のため2020年4月1日閉園</p> <p>日本庭園 37,500㎡ 1978年供用</p> <p>ちびっこ広場 6,400㎡ 1976年供用</p> <p>記念広場 6,300㎡ 1976年供用</p> <p>東側駐車場 8,700㎡（マイクロバス10台、小型160台（当初計画台数）） 1977年供用</p> <p>西側駐車場 6,300㎡（大型5台、小型204台（当初計画台数）） 1973年供用</p> <p>その他 13,848㎡</p>
公園の概要	<p>市政記念事業の一環として計画され、敷地の西側が運動施設、東側が日本庭園と大きく2つのゾーンに区分されている。体育館、市民プール及び野球場を含む多目的広場により市民の健全な運動場として利用されてきたが、開園後40年以上経過し老朽化が著しかった市民プールは2020年に閉園した（プールは未撤去）。</p> <p>また、やすらぎのある安全で快適な都市空間を確保するとともに、本市のスポーツ及び文化活動、散策の場として広く利用されているほか、災害時の避難場所として指定されている。</p> <p>有料施設の年間利用者は約63,000人（令和4年度実績）である。</p>

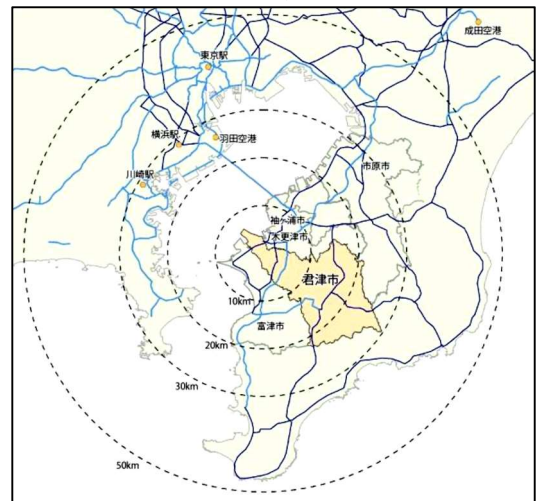
アクセス

JR 内房線君津駅から東南方向
約3.2 kmに位置し、西側は国道
127号に接し、南側は主要地方
道君津鴨川線に接している。

○車を利用
館山自動車道 君津ICより約5分

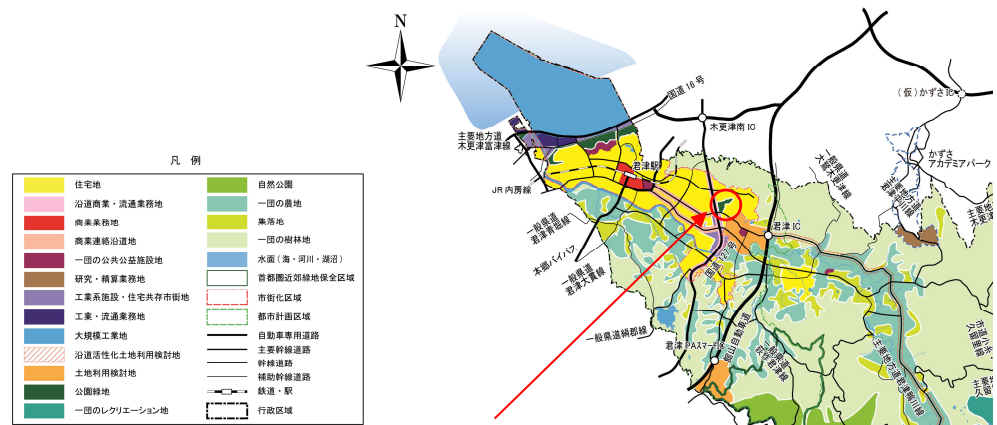
○電車・バスを利用
JR 君津駅からコミュニティバス小
糸川循環線（外回り）に乗車、「市
民体育館」で下車し徒歩約3分

【君津市 位置図】



(出典：君津市都市計画マスタープラン)

位置図



内みのわ運動公園

(出典 (図と凡例)：君津市都市計画マスタープラン 土地利用方針図から抜粋)

平面図



(出典：内みのわ運動公園パンフレット)

(2) 公園施設の現状と課題

内みのわ運動公園は、西側に市民体育館、テニスコート、野球場を含む多目的広場などの運動施設を有し、東側には自然を鑑賞できる日本庭園が広がっており、公園利用者の多くは、スポーツや散策を目的としています。

一方で、プールの閉園後は主にファミリー向けの施設が少ないといえます。

令和3年度に実施したアンケート調査では、「家族で長時間滞在したいが、飲食の販売や休憩スペース、子どもにとって魅力的な遊び場が不足している」といった声が多くありました。

これに加え、整備から40年以上が経過した施設の老朽化など、さまざまな課題があるため、次のとおり施設の種類ごとに現状と課題を整理しました。

■運動施設

- ・市民体育館については屋根と外壁の改修が完了しており、体育室の稼働率は高く、幅広い世代の利用があります。課題としては、体育室に冷房設備がないことや、会議室や視聴覚室などは稼働率が低いため、利用促進の検討が必要です。
- ・テニスコート、野球場及び多目的広場は、水はけが悪く、降雨後数日間は利用に支障をきたすことから、改修が必要です。
- ・閉園したプールについては敷地の利活用が課題となっていることから、現況のままの利活用が見込めない場合はプールを撤去し、その後の土地利用について全体の施設配置計画において検討する必要があります。
- ・君津市内に公認スポーツ施設がないことも課題となっています。

【 市民体育館 】



【 多目的広場 】



【 テニスコート 】



【 閉園後のプール 】



■遊戯施設

- ・公園内にある主な子ども向け遊具は、国道127号沿いのちびっこ広場に設置のきみぴょん滑り台、4連ブランコ、3連鉄棒です。ちびっこ広場は、築山や多数並べられた石の遊び場が特徴的な広場です。
- ・公園の規模に対し子ども向け遊具の数が少なく、誰もが利用できる遊具についても設置していないため、大型遊具やインクルーシブ遊具等の設置を検討する必要があります。
- ・記念広場には健康遊具を設置しており、健康づくりに利用されていますが、老朽化しているため補修または改修を計画的に行う必要があります。

【 きみぴょん滑り台 】



【 健康遊具 】



■休養施設、便益施設

- ・主な休養施設は、日本庭園に設置している四阿と随所に設置しているベンチです。
- ・四阿は老朽化が著しいため、撤去し新たな休養施設の設置を検討する必要があります。
- ・ベンチは園内に約100基設置していますが、ほとんどが木製のため傷みが早く、計画的な更新が必要です。
- ・主な便益施設は、駐車場とトイレです。
- ・駐車場は日本庭園側の東側駐車場、国道127号沿いの西側駐車場、閉園したプールの隣の小規模な駐車場があります。広い駐車場が公園の東西にあることが特色ですが、舗装面の凸凹やライン消えといった問題を解消する必要があります。
- ・スポーツの大会等が開催される休日には、西側駐車場が満車になることが多く、リニューアルにあたり駐車台数の確保が課題となります。
- ・トイレは体育館内、西側駐車場、テニスコート横、日本庭園にあります。特にテニスコート横と日本庭園のトイレについては古く和式が多いため、改修が必要です。
- ・おむつ替え台や授乳スペースなど、子育て世代のための便益施設を充実させる必要があります。

【 四阿 】



【 ベンチ 】



【 西側駐車場 】



【 西側駐車場トイレ 】



■修景施設、園路広場

- ・主な修景施設は、噴水、花壇、植栽、池です。
- ・噴水は故障により稼働を停止しており、賑わいの空間としての魅力が低下しているため、噴水を撤去し、新たな土地の利活用について全体の施設配置計画において検討する必要があります。
- ・花壇や日本庭園の自然は市街地にとって貴重なものであり、やすらぎの空間として利用者に親しまれているため、引き続き保全に努めます。
- ・園路は舗装がはがれている部分が多く、ベビーカーや車いすを利用される方にとって散策がしづらい状態であるため、改修しバリアフリー化を推進します。

【 噴 水 】



【 花 壇 】



【 日本庭園 】



【 園 路 】



■課題まとめ

- 老朽化した施設及び設備の補修・改修
- 閉園したプール敷地及び噴水設置箇所の利活用
- 新施設や子どもの遊び場等の整備による、新たな魅力の創出

(3) アンケート調査の結果

市民及び公園利用者のニーズを把握するためアンケート調査を実施しました。多くの回答をいただき、身近に運動や遊びを楽しめる公園が望まれていることがわかりました。

■概要

調査時期：令和3年12月24日から令和4年2月25日まで

調査方法：web アンケートフォーム及びアンケート用紙による回答

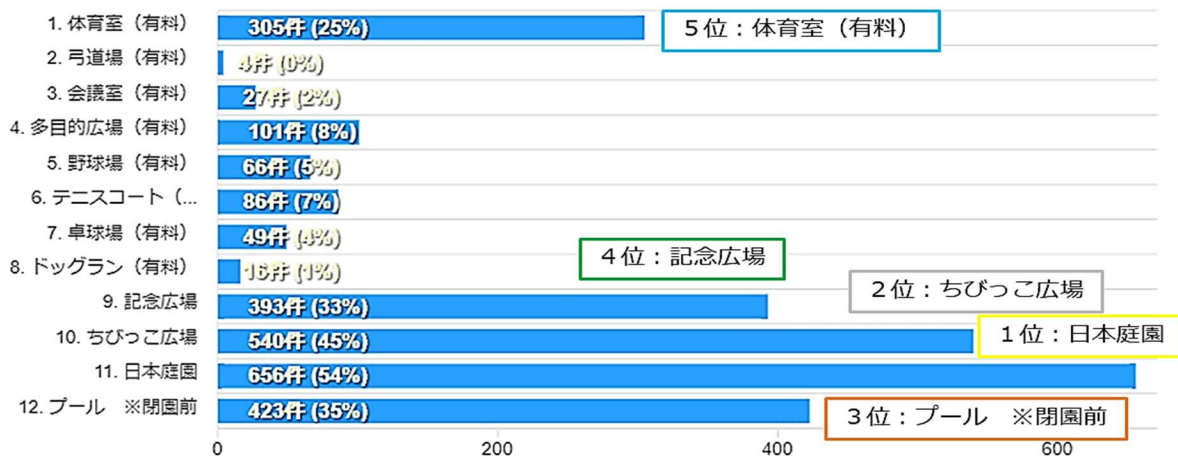
回答数：1,730件（内訳 web 回答：1,687件 用紙回答：43件）

※回答者のうち90%以上の方が君津市内在住者

■結果（抜粋）

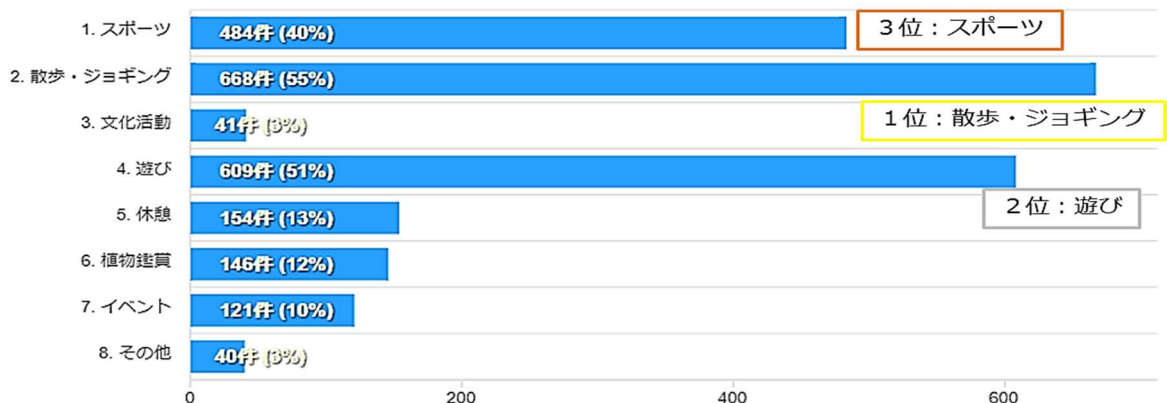
①現在の利用について

問6-1 よく利用する施設 ※複数回答可



- ・日本庭園やちびっこ広場が多く利用されていることがわかりました。
- ・屋外プールは、夏季のみの営業でしたがファミリー向け施設として多くの利用者に親しまれていました。

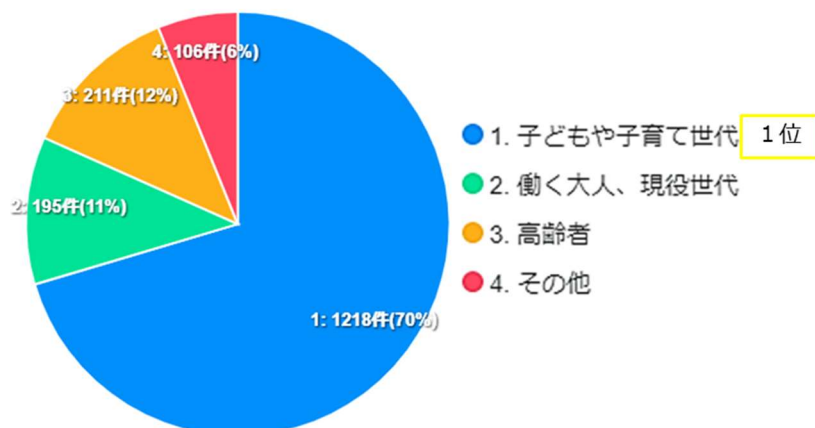
問6-2 利用目的 ※複数回答可



- ・散歩・ジョギングの利用がもっとも多く、健康づくりや気軽に運動するための利用が多いことがわかりました。

②今後について

問9 どの世代にとって魅力がある公園だったら良いか、1番当てはまるものを選んでください



- ・回答者のうち、70%の方が「子どもや子育て世代」にとって魅力がある公園が良いと回答しており、子どもたちにとって魅力ある公園が望まれていることがわかります。
- ・「その他」の回答の自由記述では、「全世代」を望む回答が多く寄せられました。

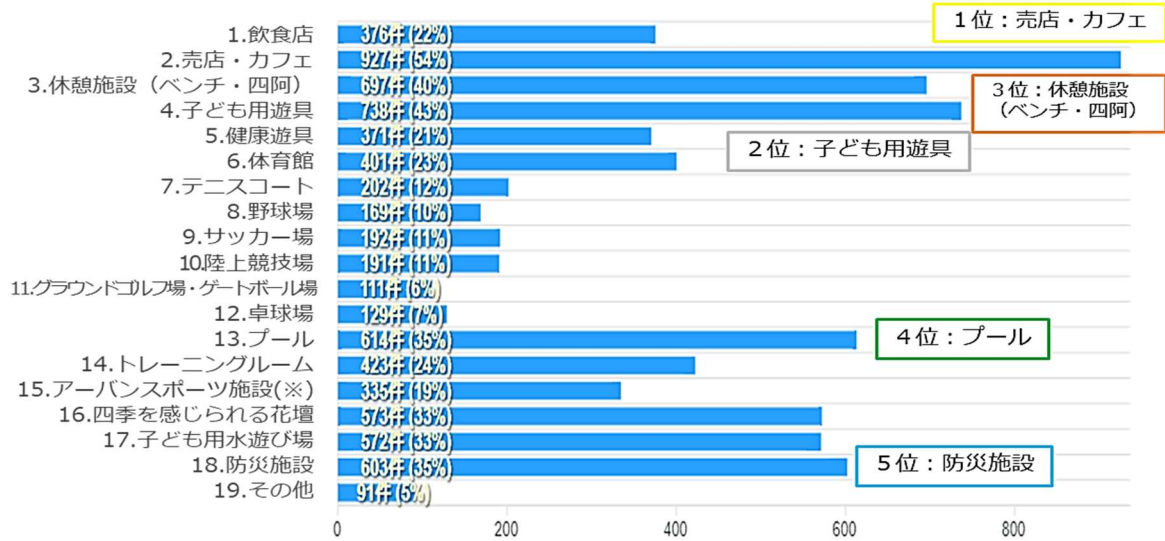
問10 どんな公園になったら良いか、あなたの考えに1番近いイメージを選んでください



- ・「誰でも身近に運動や健康づくりを楽しめる公園」に次いで「遊具があり、子どもが安心して遊べる公園」を望む回答が多いことがわかります。

問12 あったら良いと思う施設や、既存施設で充実させてほしいと思う施設を選んでください

※複数回答可



※15. アーバンスポーツ施設 (スケートボード、ボルダリングなど)

- 全体としては、売店・カフェ、子ども用遊具、休憩施設、プールといったファミリー向けの施設が上位でした。
- スポーツ施設の中では、トレーニングルーム、体育館、アーバンスポーツ施設 (スケートボード、ボルダリングなど) が上位でした。

(4) サウンディング型市場調査（事業発案段階）の結果

民間事業者等との対話を通じて、内みのわ運動公園が持つ潜在的な可能性を発見し、公園のリニューアルや閉園したプールの暫定的な利活用などについて、自由な発想に基づく活用アイデアを幅広く聴くため、次のとおりサウンディング型市場調査を実施しました。

国道沿いという立地の良さや公園面積の広さから、市場性を有することが確認できました。

■概要

調査時期：令和4年4月

参加事業者数：10事業者

主な対話内容

- ① 活用のアイデア及びイメージ
- ② 事業化が期待できる区域
- ③ 事業内容（事業手法、収益モデル、利用者層、公園のサービス向上内容 等）
- ④ 事業推進・施設運営上の課題・問題点
- ⑤ 事業参画にあたっての条件や懸念事項、事業期間に関する事項

■主な提案

全体像

- ・全世代が楽しめる公園
- ・遊びながら学習できる公園
- ・季節に合わせて変化する公園

施設について

①スポーツ施設

- ・スケートパーク
- ・温水プール など

②物販

- ・飲食店（カフェ等）
- ・キッチンカー など

③子ども向け遊具等

- ・キッズスペース
- ・大型複合遊具 など

④その他

- ・屋外大型テント
- ・災害時の避難所運営に対応した設備など

3 リニューアルの方向性

本市の上位計画等及びアンケート調査から得られた市民ニーズを踏まえ、次のとおり内みのわ運動公園の将来像とコンセプトを設定します。

(1) 将来像

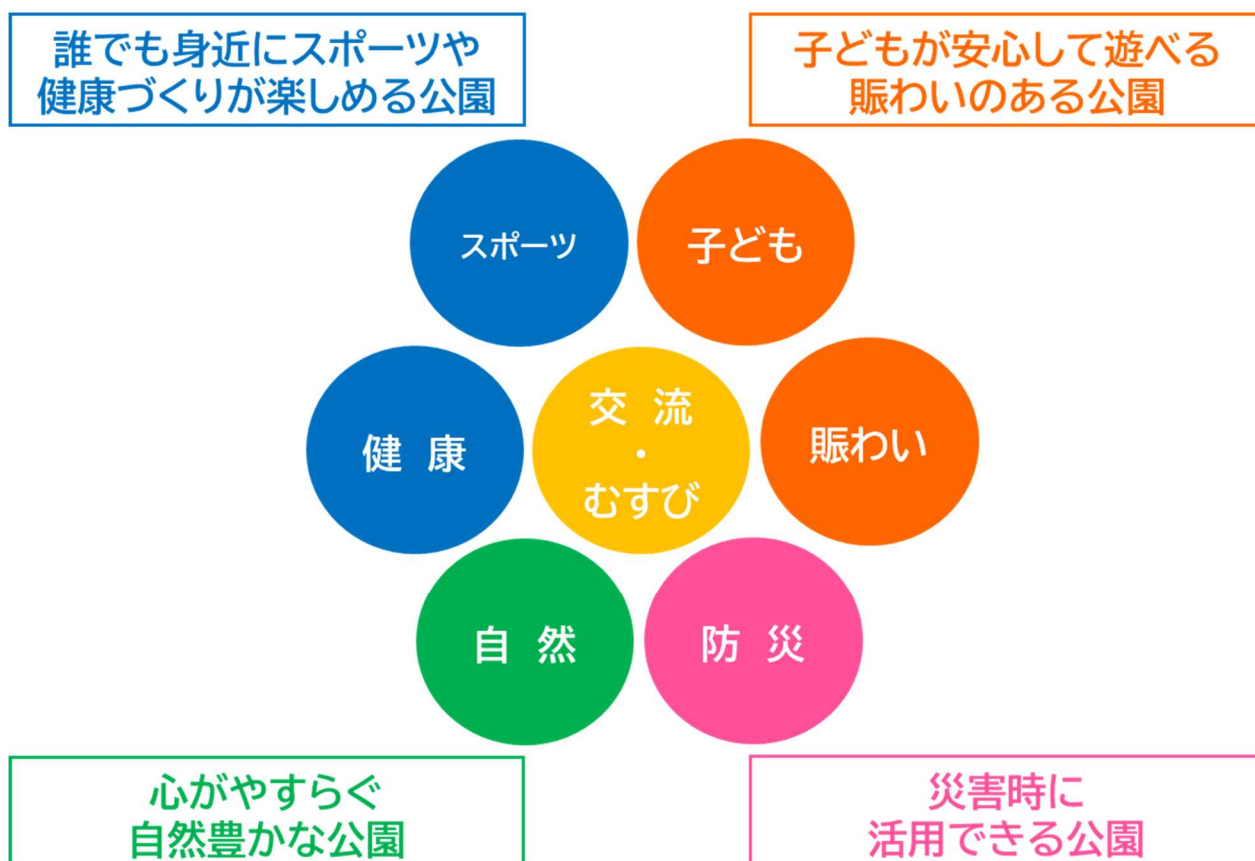
誰もが遊びやスポーツに親しみ 多様なむすびを創る公園
～子どもがいいきいきと輝く 身近なコミュニケーションの場～

子どもたちを中心に、多様な世代が集い楽しく1日を過ごせる場所になるよう、上記の将来像を設定します。

子どもの遊び場、運動施設、自然豊かな日本庭園が共存する公園として特色を活かしつつ、さらなる交流の場となるよう新たな施設の設置や老朽化した施設・設備の更新を図ります。

楽しく過ごせるだけでなく、スポーツに興味関心を持つきっかけ・入口となる公園、安心して子どもたちが遊べる公園、自然の中を散策できるやすらぎの公園として、多様なむすびを創る場所となるよう新たな魅力の創出を図ります。

(2) コンセプト



誰でも身近にスポーツや健康づくりが楽しめる公園

- 心と身体の健康づくりのために気軽に利用できる公園
- すべての人が楽しく遊べる、インクルーシブな遊び場のある公園
- 様々なスポーツを多様な世代が楽しめる公園
- スポーツにふれあうことができ、興味や関心を持つきっかけ・入口となる公園

子どもが安心して遊べる賑わいのある公園

- 子どもが毎日行きたくなる、心地よい居場所のある公園
- 遊びやスポーツを通して多様な世代が交流できる、賑わいのある公園
- 子育て世代が快適に過ごすことができる、利用しやすい公園
- 遊具や休憩場所が充実し、子どもとゆったり過ごせる公園
- 飲食・物販・イベントなどの内容が、季節や時代のニーズに合わせて変化する公園

心がやすらぐ自然豊かな公園

- 四季を感じられる花壇や樹木を楽しめる公園
- 豊かな自然の中を散策でき、心がやすらぐ公園

災害時に活用できる公園

- 災害時の避難所運営に対応した機能や設備がある公園
- 災害時に活用できる広場がある公園

コンセプトは、円に記載したキーワードをもとに設定し、スポーツ・健康から「誰でも身近にスポーツや健康づくりが楽しめる公園」、子ども・賑わいから「子どもが安心して遊べる賑わいのある公園」、自然から「心がやすらぐ自然豊かな公園」、防災から「災害時に活用できる公園」としました。

リニューアルにより新たな魅力の創出及び利便の向上を図り、さまざまな世代の方が交流できる身近なコミュニケーションの場として、多様なむすびを創出する公園を目指します。

(3) 整備及び管理運営の方向性

テーマ	方向性	コンセプトの 対応箇所
①新たな魅力の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○長時間ゆったりと過ごすことができる場所となるよう、カフェなどの飲食店の整備や休憩スペースの充実を図ります。 ○遊具や水遊び場などの子ども向け施設の充実を図ります。 ○インクルーシブ遊具等の導入により、誰もが安心して遊ぶことができるインクルーシブな遊び場の設置を検討します。 ○自由にボール遊びができる広場の設置を検討します。 ○新たなスポーツの導入として、若年層向けのアーバンスポーツ施設などの整備を検討します。 ○転用可能な仮設施設等の活用により、季節や時代のニーズに合った公園を目指します。 ○既存施設の機能向上により、利用者の利便の向上を図ります。 	<p>「子ども」 「賑わい」 「スポーツ」 「健康」</p>
②民間活力の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○上記①の施設の整備や効果的な配置の計画、イベント実施などについて、民間活力を導入し、民間事業者のアイデアやノウハウ、資金を活用します。 ○民間事業者の自由な発想による収益施設の整備により、公園の質を高め、持続可能な公園運営を目指します。 ○公園全体の管理運営については、新たな施設の整備事業者による収益施設と一体となった質の高い維持管理を促すため、引き続き指定管理者制度を用い、民間事業者主体の管理運営とすることを検討します。指定管理者と行政の連携のもと、季節ごとのイベントや時代に応じた管理運営方法を取り入れる工夫をします。 	<p>「子ども」 「賑わい」 「スポーツ」 「健康」</p>
③防災機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に活用できる広場を確保します。 ○災害時に役立つ機能や設備を導入します。 	<p>「防災」</p>
④市民協働	<ul style="list-style-type: none"> ○より地域に愛される公園を目指し、公園利用者参加型のイベントの充実や、公園の維持管理などにおいても市民協働の仕組みづくりを検討します。 	<p>「子ども」 「賑わい」 「自然」</p>
⑤適切な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した施設や設備を更新し、利用者の利便の向上を図ります。 ○安心安全な環境づくりのため、適切な植栽の管理及び自然環境の保全に努めます。 ○持続可能な管理運営のため、施設の利用料金の見直しや駐車場の有料化を検討します。 	<p>「スポーツ」 「健康」 「子ども」 「賑わい」 「自然」</p>

(4) リニューアルに期待する効果

■公園利用者に対する効果

- カフェなどの飲食店や売店の設置により、公園利用者向けのサービスが充実
- 子どもの遊び場の充実
- 老朽化した施設の更新により、利便性、快適性が向上
- 気軽にスポーツができる場所の提供

■民間事業者に対する効果

- 都市公園内に収益施設を設置できる
- 収益施設及び広場等を一体的に整備することで、質の高い空間を創出できる

■君津市に対する効果

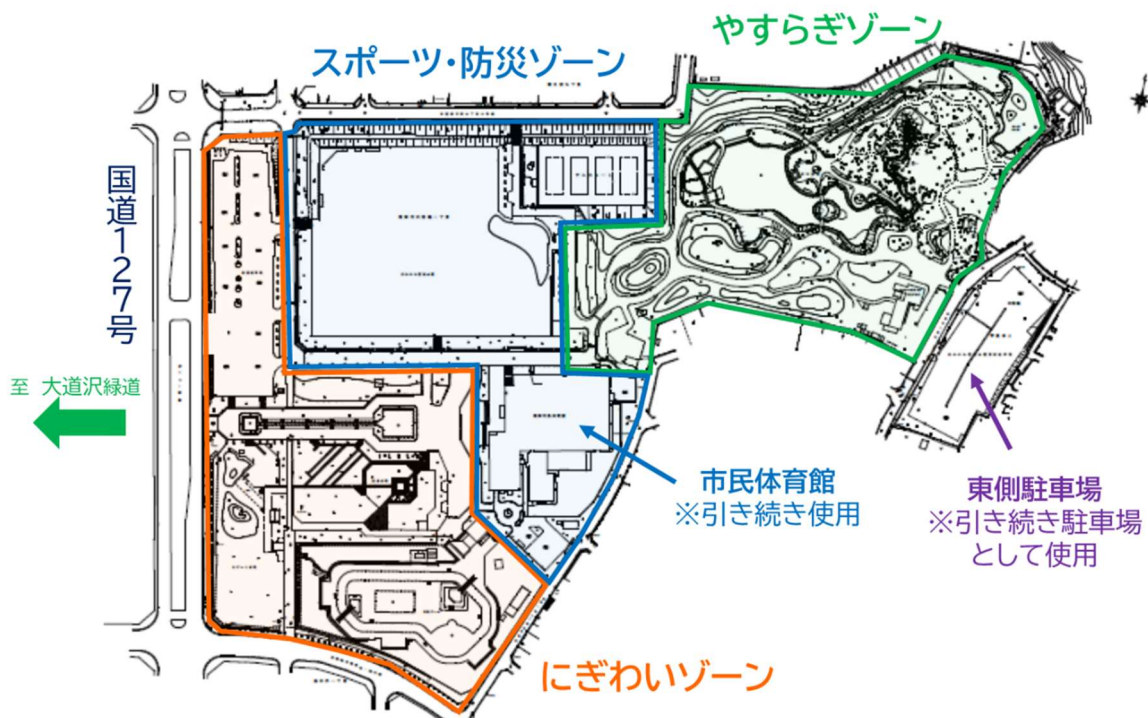
- 民間活力を導入し民間資金を活用した施設整備を行うことにより、財政負担が軽減
- 民間事業者のアイデアやノウハウを取り入れた整備及び管理により、公園の魅力が向上
- 収益施設の設置管理許可により、土地の使用料を収入として得られる
- 新たな施設の設置により集客力が高まり、まちの活力や賑わいが創出される

(5) ゾーニング（例）及び整備のイメージ（例）

市が想定しているゾーニング及び整備のイメージは次のとおりです。

なお、民間活力を導入した整備及び管理運営を想定しているため、今後のサウンディング調査（公募条件整理段階）や事業者決定後の協議等により、ゾーニング及び整備内容が変更になる場合があります。

■ゾーニング（例）



■整備のイメージ（例）

※市が想定しているイメージのため、整備を決定しているものではありません。

にぎわいゾーン：魅力ある集客施設を整備し、賑わいを創出する

- カフェなどの飲食店の整備
- 新たな遊具や水遊び場などの子ども向け施設の整備
- アーバンスポーツ（例：スケートパーク）などの若年層向けの新たなスポーツ施設の整備
- 上記のほか、利用者の利便の向上に資する収益施設（民間事業者の提案による）

スポーツ・防災ゾーン

スポーツ：既存の運動施設を改修し、利用者の利便の向上を図る

防災：災害時に活用できる広場の確保及び設備の導入をする

- テニスコートをクレイコートから水はけの良いオムニコート等に改修
- 野球場を含む多目的広場を水はけの良い人工芝等に改修（災害時に活用できる広場を確保）
- 体育館内の諸室（体育室を除く）の利用促進のため用途変更を検討
- 災害時に役立つ機能や設備の導入（例：屋外大型テントなど）

やすらぎゾーン：既存の自然環境を保全しつつ、休憩スペースの充実を図る

- 樹木の剪定や花の管理、池の浚渫などにより自然環境の保全に努める
- 飲食の売店などの設置や休憩スペースの拡充

その他：公園全体に関すること

- 民間事業者のノウハウ、アイデア、資金の活用による整備及び管理運営
- 子育て世代の利便の向上のための設備の導入
- 老朽化した園路の改修
- 老朽化したトイレの改修
- 駐車場の改修
- その他の設備の更新
- 市民協働による維持管理の仕組みづくり（例：美化活動、花壇づくりなど）
- 受益者負担の見直し（利用料金の見直し、駐車場料金の有料化を検討）

4 整備及び管理運営の事業手法の検討

内みのお運動公園のリニューアルは、民間活力を導入し、施設の整備や効果的な配置の計画、イベント実施などについて、民間事業者のアイデアやノウハウ、資金を活用して実施します。

現在想定している事業手法は次のとおりです。なお、今後予定しているサウンディング調査（公募条件整理段階）や公募時の事業者の提案により、その他の事業手法を採用する場合があります。

(1) 整備手法

ア 公募設置管理制度（Park-PFI）

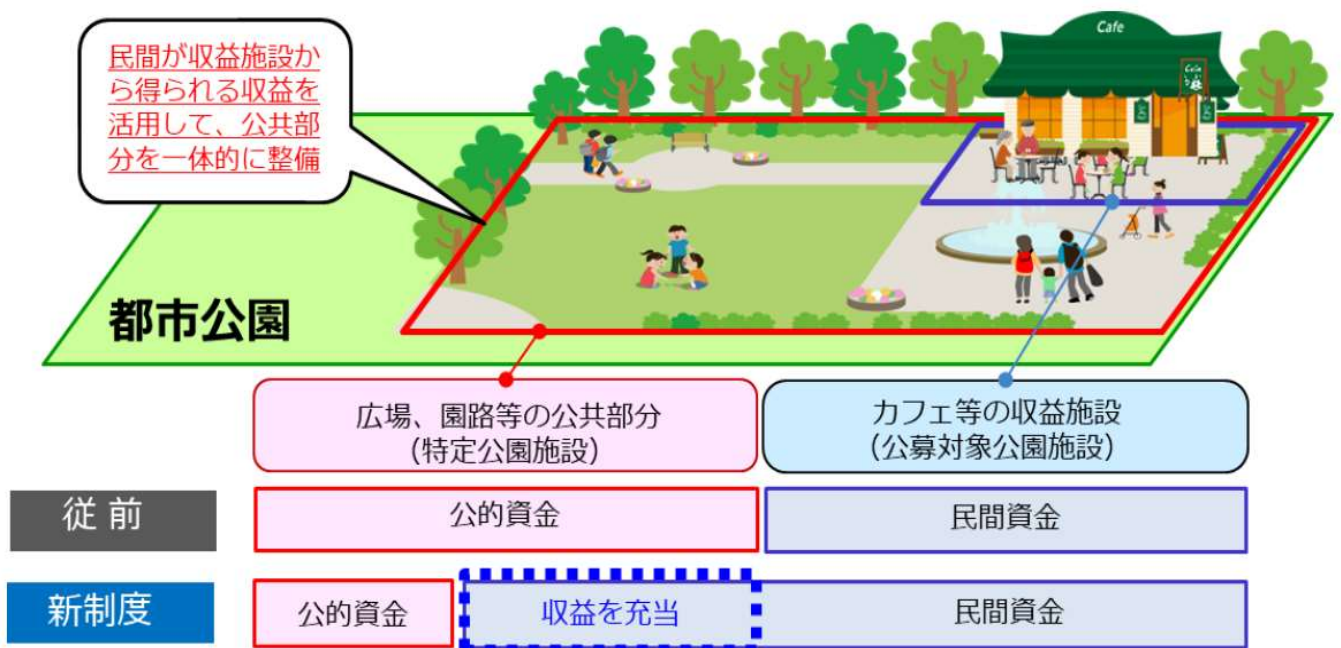
○制度の内容：

都市公園法第5条の2から第5条の9に基づき、飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する公園施設（公募対象公園施設）の設置及び管理と、その収益を活用してその周辺の園路、広場など一般の公園利用者が利用する公園施設（特定公園施設）の整備・改修等を一体的に行う民間事業者等を、公募により選定する制度

○事業期間：10年（更新手続きにより20年を担保）

○想定される施設：公募対象公園施設（カフェ、レストラン、売店などの収益施設）

Park-PFI のイメージ



(出典：国土交通省 都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン)

イ 設置管理許可制度

○制度の内容：

都市公園法第5条に基づき、公園管理者が設置または管理することが困難なものや、公園の機能の増進に資すると認められる公園施設を、民間事業者等が設置または管理することを許可する制度

○事業期間：最長10年（更新可能）

○想定される施設：カフェ、レストラン、売店など

ウ 占用許可制度・行為許可制度

○制度の内容

占用許可：都市公園法第6条に基づき、公園内に公園施設以外の施設を設けることを許可する制度

行為許可：君津市都市公園条例第4条に基づき制限されている行為について許可する制度

○事業期間

占用許可：最長10年（更新可能）

行為許可：期間の定めなし（市との協議による）

○想定される内容：キッチンカー、イベント会場としての使用など

(2) 管理手法（指定管理者制度）

指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づき、公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度であり、内みのわ運動公園は、現在も指定管理者による管理運営をしています。

今回のリニューアルでは、整備等に係る事業者募集と指定管理者の募集をまとめて行い、カフェ等の収益施設の整備及び管理運営を行う事業者と、公園全体の管理運営を行う指定管理者について、同一のグループ等を選定することを想定しています。

収益施設と公園全体の一体的な管理運営をすることで、収益施設の周辺のみならず、公園全体にPark-PFI等の官民連携事業の効果を波及させることを目的とします。

なお、指定管理者の指定期間については、これまで3年間としていましたが、事業期間に合わせて長期に設定することを検討します。

以上の制度のほか、施設ごとのネーミングライツの導入や、社会資本整備総合交付金（公園施設長寿命化）及びスポーツ振興くじ助成金の活用を検討します。

内みのわ運動公園リニューアル

整備方針

令和5年11月

君津市建設部公園緑地課

〒299-1192 君津市久保2丁目13番1号

電話 0439-56-1283

FAX 0439-56-1626

メール tosi@city.kimitsu.lg.jp